

第 22 条 輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達)の一部を次のように改正する。

別記様式1の1から別記様式1の5まで中「」を削る。

別記様式2、別記様式3の1から別記様式3の3まで、別記様式4の1及び別記様式4の2、別記様式5、別記様式6並びに別記様式8中「」を削り、(注)を削る。

別記様式9の1から別記様式9の4まで中「」を削る。

別記様式 10 から別記様式 15 まで中「」を削り、(注)を削る。

附則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。